

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年4月30日(2025.4.30)

【公開番号】特開2023-133211(P2023-133211A)

【公開日】令和5年9月22日(2023.9.22)

【年通号数】公開公報(特許)2023-179

【出願番号】特願2023-34147(P2023-34147)

【国際特許分類】

G 06 Q 10/083(2024.01)

10

B 65 G 61/00(2006.01)

【F I】

G 06 Q 10/083

B 65 G 61/00 550

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月21日(2025.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発送者の発送者端末から、発送者宅に置かれる配達物の集荷依頼情報を受信する受信手段と、

前記受信された集荷依頼情報を集荷者の集荷者端末に送信し、前記集荷者が前記発送者宅に置かれた配達物を集荷した場合、前記発送者端末に集荷完了情報を送信し、前記配達物が配達先に配達された場合、前記配達先の配達先端末に、配達完了情報を送信する送信手段と、

30

を備えた管理サーバであって、

前記集荷依頼情報には、前記発送者のコメントが含まれ、

前記配達完了情報には、前記コメントが含まれる、

管理サーバ。

【請求項2】

前記受信手段は、

前記発送者宅の任意の場所に設けられ、前記発送者の発送者の住所を含む発送者情報を担持した担持手段を有する意思表示標識から、前記集荷者端末が読み取った前記発送者情報を更に受信し、

40

前記管理サーバは、

前記受信手段で予め受信した前記発送者の住所を含む発送者情報を記憶する記憶手段と、

前記受信手段により前記集荷者端末から受信した前記発送者情報と前記記憶手段に記憶された前記発送者情報とが一致するか否かを判断する判断手段とを更に備え、

前記送信手段は、前記集荷者端末に、前記集荷依頼情報と前記発送者情報とを送信するとともに、

前記判断の結果が肯定判定の場合に、前記発送者端末に集荷完了情報を更に送信する、

請求項1に記載の管理サーバ。

【請求項3】

前記管理サーバは、

前記発送者情報が記憶された時から所定時間経過した場合、前記発送者情報を前記記憶

50

手段から削除する削除手段を更に有する請求項2に記載の管理サーバ。

【請求項 4】

前記集荷依頼情報には、前記配達物に関する配達物情報が含まれ、
前記記憶手段は、前記配達物情報を更に記憶し
前記管理サーバは、前記配達物情報を、前記集荷者端末が読み取りできる形式に変換する変換手段を更に備え、
前記送信手段は、前記変換された配達物情報を前記発送者端末に送信し、
前記変換された配達物情報は前記配達物に付され、
前記受信手段は、前記集荷者端末から、前記配達物に付され且つ前記集荷者端末が読み取った前記配達物情報を受信し、
前記判断手段は、前記受信手段により前記集荷者端末から受信した前記配達物情報と前記記憶手段に記憶された前記配達物情報とが一致するか否かを更に判断し、
前記送信手段は、前記判断の各結果が肯定判定の場合に、前記発送者端末に集荷完了情報を送信する、
請求項3に記載の管理サーバ。

10

【請求項 5】

前記送信手段は、前記判断の各結果が肯定判定の場合に、前記集荷者端末に、前記集荷依頼情報、前記発送者情報、及び前記配達物情報を含む伝票情報を送信し、
前記伝票情報は、前記集荷者端末により印刷される、
請求項4に記載の管理サーバ。

20

【請求項 6】

前記担持手段は、前記意思表示標識に前記発送者情報を暗号化して担持させ、
前記受信手段は、前記集荷者端末から、前記暗号化された発送者情報を受信し、
前記管理サーバは、前記受信手段により受信された、前記暗号化された発送者情報を復号する復号手段を更に備える、
請求項2に記載の管理サーバ。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(2) 前記受信手段は、

前記発送者宅の任意の場所に設けられ、前記発送者の発送者の住所を含む発送者情報を担持した担持手段を有する意思表示標識から、前記集荷者端末が読み取った前記発送者情報を更に受信し、

前記管理サーバは、

前記受信手段で予め受信した前記発送者の住所を含む発送者情報を記憶する記憶手段と、

前記受信手段により前記集荷者端末から受信した前記発送者情報を前記記憶手段に記憶された前記発送者情報とが一致するか否かを判断する判断手段とを更に備え、

前記送信手段は、前記集荷者端末に、前記集荷依頼情報と前記発送者情報を送信するとともに、

40

前記判断の結果が肯定判定の場合に、前記発送者端末に集荷完了情報を更に送信する、

上記(1)に記載の管理サーバ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

50

前記管理サーバは、

前記発送者情報が記憶された時から所定時間経過した場合、前記発送者情報を前記記憶手段から削除する削除手段を更に有する上記（2）に記載の管理サーバ。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項1に記載の発明によれば、非対面による荷渡しを可能とし配達者の負担の軽減と発送者の便宜を図ると共に、配達依頼者のコメントを、配達が完了した際に、配達先に送信することができる。10

請求項2に記載の発明によれば、集荷者端末から受信した発送者情報と記憶手段に記憶された発送者情報とが一致する場合に、発送者端末に集荷完了情報を送信するので、配達物が正しく集荷された場合に、発送者端末に集荷完了情報を送信することができる。

請求項3に記載の発明によれば、発送者情報を、記憶手段への記憶時から所定時間経過した場合、削除するので、発送者情報がいつまでも記憶され続くという発送者の不安を無くすことができる。

20

30

40

50